

④ 特定目的会社及び投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年	・	・	法人名
-----	---	---	-----

## I 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

利 益 の 配 当 可 能 所 得 の 金 額 の 計 算	利益の配当の額	1	円	時 価 評 価 損 益 の 計 算	当期に益金算入した評価益等	13	円
	所得金額総計 (別表四「30の①」)	2			当期に戻し入れた前期に 損金算入した評価損等	14	
	欠損金又は災害損失金の控除未済欠損金 (別表七(一)「1の計」) (ただし、当該金額が(2)より多い場合は、(2)の金額)	3			当期益金算入額 (13)+(14)	15	
	民事再生等による債務免除等があつた場合の 欠損金の控除未済欠損金 (別表七(二)「17」と別表七(二)「20」のうち少 ない金額)又は(別表七(二)「26」、(別表七(二) 「27」-(3))と((2)-(3))のうち少ない金額)	4			当期に損金算入した評価損等	16	
	所得の金額 (2)-(3)-(4) (マイナスの場合は0)	5			当期に戻し入れた前期に 益金算入した評価益等	17	
	配 当 可 能 所 得 の 金 額 の 計 算	(15)の金額が(18)の金額より多い場合 (15)-(18)	6		当期損金算入額 (16)+(17)	18	
	(18)の金額が(15)の金額より多い場合 (18)-(15)	7		特定社債券の当期末残高	19		
	時価評価損益を調整した後の金額 ((5)-(6))又は((5)+(7))	8		$(19) \times \frac{5}{100}$	20		
	(8) (特定社債券の発行がある場合は、(8)-(28)) (マイナスの場合は0)	9		期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	21		
	$(9) \times \frac{90}{100}$	10		(20)-(21)	22		
	(1)が(10)を超える場合の(1)の額	11		当期に償還した特定 社債券の額の合計額	23		
	支払配当のうち当期の損金の額に算入する額 (2)と(11)のうち少ない金額)	12		特定譲渡等により調達された金額のうち 特定社債券の償還に充てられた金額	24		
				$(23)-(24)$	25		
				損金の額に算入される減価償却費の額	26		
				$(25)-(26) \times 2$ (マイナスの場合は0)	27		
				特定社債券の発行がある場合の調整額 (22)+(27)	28		

## II 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

配 当 等 の 額 の 計 算	金 銭 の 分 配 の 額	29	円	配 当 可 能 所 得 の 金 額 の 計 算	所 得 金 額 総 計 (別表四「30の①」)	38	円
	利益超過分配金額	30			租税特別措置法第67条の15第10項 に規定する受取配当の金額	39	
	$(39) \times \frac{90}{100} \times \frac{63.79}{100}$	31			$(39) \times \frac{90}{100} \times \frac{36.21}{100}$	40	
	配当同等の額 (29)-(30)-(31)	32			欠損金又は災害損失金の控除未済欠損金 (別表七(一)「1の計」) (ただし、当該金額が38より多い場合は、38の金額)	41	
	配当可能所得金額 (46)	33			民事再生等による債務免除等があつた 場合の欠損金の控除未済欠損金 (別表七(一)「17」と別表七(二)「20」のうち少 ない金額)又は(別表七(一)「26」、別表七(二)「27」 -(41))と(39-(41))のうち少ない金額)	42	
	$(33) \times \frac{90}{100}$	34			差 $(38)-(40)-(41)-(42)$ (マイナスの場合は0)	43	
	(29)が(34)を超える場合の(32)の額	35			利益超過分配金額 (30)	44	
	(38)-(40)	36			出資総額戻入金額	45	
	支払配当のうち当期の損金の額に算入する額 (35)と(36)のうち少ない金額)	37			配当可能所得金額 (43)+(44)-(45)	46	

## 別表十（七）の記載の仕方

### 1 特定目的会社の支配配当の損金算入に関する明細書

(1) この明細書のⅠは、資産の流動化に関する法律第2条第3項（定義）に規定する特定目的会社若しくは会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第230条第1項（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）に規定する特例旧特定目的会社が措置法第67条の14第1項（特定目的会社に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合、資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社が平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧措置法」といいます。）第67条の14第1項（特定目的会社に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前に設立された同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第2条第2項（定義）に規定する特定目的会社が平成18年旧措置法第67条の14第9項（旧特定目的会社に係る課税の特例）において準用する同条第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「時価評価損益を調整した後の金額<sup>8</sup>」の欄は、  
((5)－(6)) 又は ((5)+(7))」

「6」欄の記載がある場合にあっては「又は ((5)+(7))」を消し、「7」欄の記載がある場合にあっては「((5)－(6)) 又は」を消して記載します。

### 2 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

この明細書のⅡは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第19項（定義）に規定する投資法人が措置法第67条の15第1項（投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。